

生徒心得

1 人格育成

「剛・和・新」の校訓のもとに、心身を鍛え勉学に励み創造的で健全な人格の育成に努め、常に礼儀正しく敬愛の念をもって人に接し、一般社会人の模範となるように努めなければならない。

2 協力

学校生活は集団生活であるから、いやしくも自己本位の行動があってはならず、常に互いに協力してよりよい学園を作るよう努めなければならない。

3 交友

交友は互いの人格向上をもたらすものであり、男女交際については健全明朗なものでなければならない。

4 服装

質素・端正・清潔を心掛け、登・下校の際は、本校所定の服装をして高等学校生徒としての品位を保持しなければならない。

5 順法

飲酒・喫煙、危険な玩具、不健全な薬物などの所持・使用及び交通違反その他違法行為などあってはならない。

I 校内生活

1 一般事項

(1)登・下校

始業時刻（8時30分）の5分前までに登校し、8時25分には教室入室しておく。下校の時刻については、下記のとおりとする。2月～10月末の活動は18時30分までとし、19時00分には校門を出る。11月～1月末の活動は18時00分までとし、18時30分には校門を出る。

(2)所持品・保管等

所持品は華美にならないよう心がけ、勉学に必要なものだけとする。金銭物品の貸借はしない。

(3)集合

集合は指示に従って敏速に行動し、私語を慎み、秩序を乱すことのないよう努める。

(4)清掃

常に清潔にし、清掃は全員が協力して行う。

(5)考査時

考査中には、不正行為及びその疑いを抱かせるようなことはしない。

(6)達示等

校内放送、学校の掲示、連絡・達示などには充分注意する。

2 届出事項

(1)欠席等

欠席・遅刻・早退・欠課・忌引きなどは事前に、やむをえない場合は電話などによりできるだけ早く学級担任に届け出る。特に次の事項には留意すること。

- 忌引の日数は父母7日以内，祖父母兄弟姉妹3日以内，伯叔父母同居親族は1日，父母の祭日は1日である。

(2)破損等

常に校舎，校具を大切に取り扱い，万一破損した場合はただちに学級担任又は関係の教師及び事務長に届け出る。

(3)紛失等

紛失・盗難・拾得等は速やかに学級担任又は関係の教師に届け出る。

3 願出事項

(1)居残り

やむを得ない事由で下校時刻以後，居残る場合は，必ず事前に関係の教師の許可を受ける。

(2)外出

やむを得ず外出する場合は，必ず学級担任から外出許可をもらい，帰校後速やかに学級担任に報告する。

(3)放送

生徒の放送は，関係の教師又は教頭の許可を得てすること。

(4)団体結成等

生徒の印刷物の発行・配布・掲示・署名・アンケート調査・金銭徴収・物品収集や販売及び新しく団体を組織する場合などは，すべて関係の教師をとおして校長の許可を受ける。

(5)校具等使用

正規授業以外に校舎・校具を使用する場合は，関係の教師の許可を受けて使用し，後始末をしっかりとる。

(6)異装

異装が必要な場合は，願い出て関係の教師の許可を受ける。

II 校外生活

1 一般事項

(1)外出

外出の際は行き先・用件・帰宅予定時刻などを保護者に告げて出かけ，他人の非難を受けるといふような行為のないよう気をつける。夜間外出は保護者同伴とし，外泊の場合は事前に保護者の承認を得なければならない。

(2)出入禁止

未成年者の立ち入りが禁止されている所や，高校生として望ましくない娯楽施設・飲食店などに立ち入らない。

(3)映画等

映画・演劇等の観覧は、許可されているものに限る。

(4)単車使用等

単車の遠乗り、ヒッチハイクなどはしてはならない。

2 届出事項

(1)事故

被害・加害又は補導を受けるなどの事態の生じた場合は、本人又は保護者が速やかに学校に連絡する。

(2)旅行等

片道100キロメートル以上の遠出・宿泊を伴う旅行・野外活動（登山・キャンプ・サイクリング・グループ研究など）は、事前に所定の書類で担任へ届け出る。ただし、原則として就職又は進学などのためのものを除き、単独あるいは未成年者同士のものでは旅行しないこと。また就職又は進学のための旅行に関しては、「受験旅行許可願」で許可を受けること

(3)転居等

転居等により住居が変更となった場合は、速やかに担任へ新しい住民票を届け出る。

(4)その他

部活動以外の対外各種試合又は本校生として行事等に参加する場合は、事前に所定の書類で担任へ届け出る。

3 願出事項

(1)アルバイト

ア 原則として認めない。やむを得ずアルバイトを必要とする者は、長期休業中のみ認める。ただし、特別な事情がある者に関しては別途審議する。

イ アルバイト許可条件

- ① 学業や学校生活に問題のない者でなければならない。直近の期末考査で欠点のある者や、服装等の乱れのある者は認めない。
- ② 学校行事や課外、部活動等に支障のない範囲でなければならない。
- ③ 就労時間は昼間のみ（8:30～17:30）とする。
- ④ アルバイトの種類としては、危険性のないものとし、接客業務は認めない。
- ⑤ 3年生の進路決定者に限り、3学期の自宅学習期間のアルバイトは認める。

ウ アルバイトを必要とする者は、以下の書類を提出する。

- ① アルバイト生雇用申請書
- ② アルバイト許可願
- ③ アルバイト報告書

(2)校具等使用

他校や公共の施設・設備の使用はその責任者の許可を受ける。

(3)単車受験等

長期休業日における単車受験及び自動車練習や免許受験は、必ず事前に所定の「許可願」で校長の許可を受ける。事後速やかに結果を報告する。

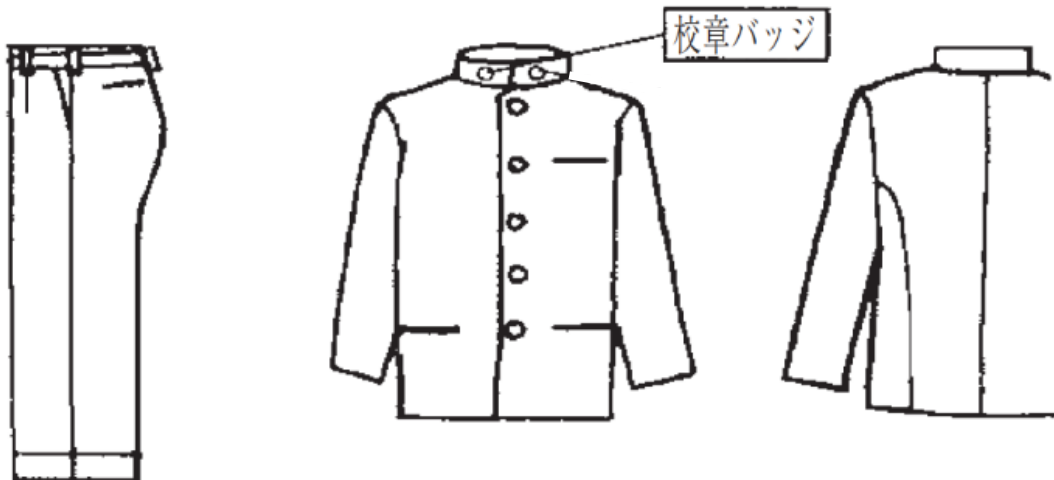
Ⅲ 服装・容儀

1 本校所定の服装は次のとおりとする。登下校はこの服装で行う事。更衣は各自で判断するが、式典では指定の服装とする。

(1)男子（別図参照）

- ① 上 衣…黒のランド（カラーは埋め込み） 詰襟学生服（校章マーク入り）とし、校章をつけ、校章入りボタンをつける。シャツについては、校章マーク入りシャツとする。
- ② ズボン…黒の学校指定の学生ズボン（校章マーク入り）とする。
- ③ ベルト…茶または黒色系統のベルトを着用し、幅は2～5 cm とする。
- ④ 靴………白を基調とした運動靴又は黒革靴とする。ただし、ハイカットのものは禁止とする。
- ⑤ 靴 下…色は白または黒とする。ワンポイントは可。履き口のラインは可。
くるぶしの隠れない短い靴下は認めない。
- ⑥ 防寒具…正課体育のウィンドブレーカー（学年色別の校章入りのもの）
場所：空調稼働時の教室内での着用は原則として不可。
着用：ウィンドブレーカーを着用した時は着こなし・身だしなみに一層の注意を払うこと。

男子制服図

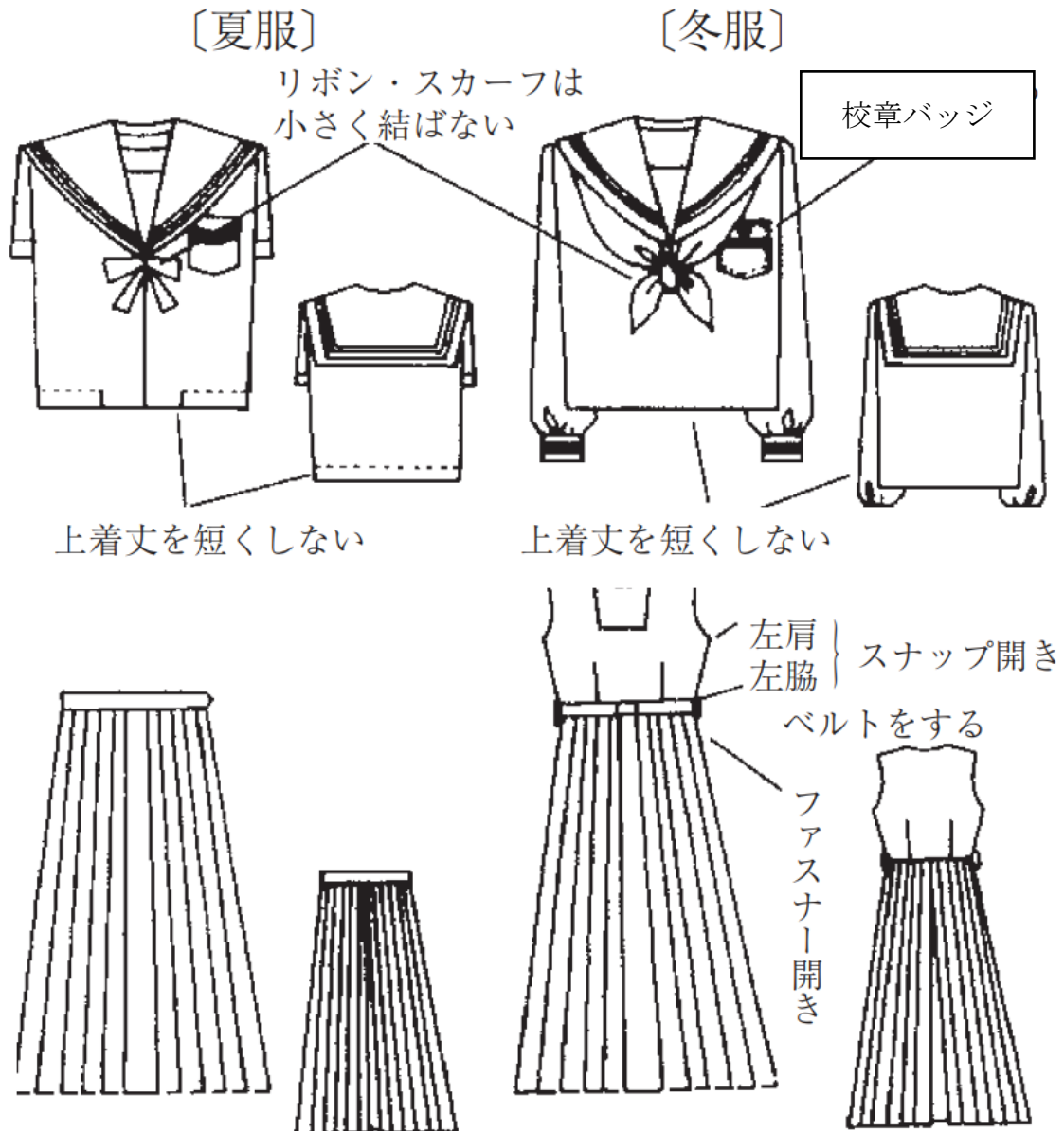


(2)女子（別図参照）

- ① 上衣…冬は黒のセーラー服に黒のネクタイを用いる。生地については本校所定のものとする。左胸のポケットの上に校章をつける。中間服は本校所定の長袖セーラー服とする。夏は本校所定のセーラー服とする。中間服と夏服は紺色のリボンを用いる。（図参照）
- ② スカート…冬は黒のジャンプスカートとする。夏は紺のスカートとする。
スカートの丈は、膝をついた時、床にスカートの裾がつく長さを原則とし、床につかない場合の許容範囲として、床から裾まで5 cmを限度とする。
- ③ 靴………白を基調とした運動靴又は黒革靴とする。ただし、ハイカットのものは禁止とする。

- ④ 靴下…色は白または黒とする。ワンポイントは可。履き口のラインは可。
ニーハイソックスやくるぶしの隠れない短い靴下は認めない。冬季は防寒のため、黒のタイツを着用してもよい。
- ⑤ 防寒具…スクールコートは、本校所定のものとする。
正課体育のウィンドブレーカー（学年色別の校章入りのもの）
場所：空調稼働時の教室内での使用は原則として不可。
着用：ウィンドブレーカーを着用した時は着こなし・身だしなみに一層の注意を払うこと。
- ⑥ 膝掛け…
時期：12月から3月までを目安とした厳寒期。
場所：座学での授業のみ。（→実習や廊下など移動の最中、等に使用しない）
使用：膝掛け以外の使用は認めない。
（→肩掛けやショール・頭から被るなどの使用はしない。）

女子制服図



2 髪型について次のとおりとする。

(1)清潔端正

髪は常に清潔端正であること。

(2)髪型

髪型は高等学校生徒としての品位を保つものであること。染色・パーマ等は禁止する。

①男子

ア 前髪は目にかからないようにする。

イ 横髪は耳にかからないようにする。

ウ 襟足は上着の襟にかからないようにする。

エ アシンメトリー（左右非対称）な髪型や、極端な刈り上げなど異質な髪型は禁止とする。

②女子

ア 前髪は目にかからないようにする。かかるものは、黒の等でとめる。

イ 長い髪は結ぶ（肩に髪先がついたら、結ぶ。）。

ウ ヘアゴムは黒・茶・紺系統の色にし、シュシュや飾りピンは使用しない。

エ ヘアーエクステンション等は禁止。

(3)その他の注意点

整髪料・ドライヤーなどは学校に持ちこまない。

・首、手首の装飾品（ミサンガ、シュシュ、数珠等）や指輪等は禁止。

・爪は指先からはみ出さないようにする。マニキュア等は禁止。

・化粧やマスカラ、アイプチ、カラーコンタクト、ピアス等は禁止。

・登下校時における手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用は認める（華美でないもの）。

3 カバンは本校指定のカバンとする。

4 服装・容儀についての検査を、原則として学期1回行う。

IV 通学・交通

1 通学規程

(1)自転車通学

①【通学許可条件】

ア 自転車保険に加入している生徒

イ 「自転車通学許可願」を提出し、許可を得ている生徒

②【許可手続き】

ア 「自転車通学許可願」を提出する。

イ 次の順に許可印をもらう。担任→交通指導係

ウ 車体検査を受け、許可ステッカーを貼付する。

③【更新】

ア 許可内容に変更が生じた場合（自転車買い替えなど）は更新手続きを行う。

イ 更新希望者は「自転車通学許可願（更新）」を交通指導係に提出する。

④【その他】

ア 定期的実施される車体検査を受ける。

イ 許可ステッカーを紛失したり、自転車を買い替えたりした場合は、直ちに交通指導係に届け出て、新しい許可ステッカーを購入する。

ウ 自転車は荷台または籠をつける。ハブステップは禁止する。

(2) 単車通学

① 【通学許可条件】

ア 自宅～学校間が実測 4 km以上の生徒（実測とは車道における最短距離を指す。）

イ 自宅～バス停間が実測 4 km以上の生徒（上記アと同じ。バス停までの単車通学を許可する。）

ウ 上記以外の生徒に関しては、交通指導係で別途審議する。

② 【使用できる単車・ヘルメット】

ア 単車

a 原付（スクータータイプおよびカブタイプ）に限る。（ミニバイクやスポーツタイプは原則として禁止する）

b 許可プレートを取り付ける。

イ ヘルメット

a フルフェイスおよびジェット型とする。
（半キャップは禁止する。）

b 本校所定の反射テープを貼付する。

③ 【許可手続き】

ア 「単車通学許可願」を提出する。

イ 次の順に許可印をもらう。担任→交通指導係→生徒指導主任→教頭→校長

ウ 単車通学許可指導を受ける。

④ 【単車通学許可指導について】

ア 新規単車通学者説明会に保護者同伴で出席する。（通学心得等の確認）

イ 誓約書を提出する。

ウ 車体検査を受ける。

エ その他

⑤ 【更新】

ア 許可内容に変更が生じた場合（単車買い替えなど）は更新手続きを行う。

イ 更新希望者は、「単車通学許可願（更新）」を交通指導係に提出する。

⑥ 【その他】

ア 定期的実施される車体検査を受ける。

イ 実技講習会等に必ず参加する。

ウ 反射テープ、許可プレートを紛失したり、単車およびヘルメットを買い替えたりした場合は、直ちに交通指導係に届け出て、新しい反射テープ・許可プレートを購入する。

(3) 自家用車便乗の場合

校内への乗り入れはできないので、校外で下車する。ただし、正門付近での下車は禁止する。

(4) バス・列車通学

定期券については、証明書を事務室で発行してもらい購入する。

2 原付免許取得に関する規程

- (1) 単車通学許可条件を満たす生徒について許可する。
- (2) 受験は、原則として長期休業日（夏・冬・春休み）とする。
- (3) 事前に、「原付免許受験許可願い」を提出し、許可を得る。

3 自動車学校入校に関する規定

(1) 許可条件

- ア 就職（自己就職を含む）が内定しており、卒業後まもなく自動車免許の必要な生徒
- イ 卒業が見込める生徒
- ウ 保護者、担任が認めた生徒

(2) 校内手続き開始および自動車学校入校日、学校の指定した日以降とする。

(3) 自動車学校での練習時間：毎日の授業終了後とする。

(4) その他

- ア 進学決定者については、入校日は卒業考査終了以降とし、許可条件は就職内定者に準ずる。
- イ 自動車学校卒業証書は卒業まで学校で預かる。